

令和元年9月14日

県営武道館を利用される関係機関・団体の皆様へ

岩手県営武道館長 横田 昭彦

岩手県営武道館における利用料金の改定について（お知らせ）

日頃より、関係機関・団体の皆様につきましては、県営武道館をご利用いただき感謝申し上げます。

さて、県では、本年10月1日の消費税の改正等に伴い、県営武道館利用料金についても改定することで手続きを進めているところです。

つきましては、県営武道館の利用料金について、次のとおりを改定することといたしますのでその旨お知らせいたします。

今後とも県営武道館をよろしくお願いいたします。

記

- 1 改定年月日 令和元年10月1日
- 2 改定内容 別紙のとおり

【連絡先】 県営武道館 小野寺

〒020-0122 盛岡市みたけ三丁目24番1号

電話 019-641-4577 FAX 019-641-4559

【県営武道館利用料金の改定について】(案)※令和元年10月1日～

- 1 表1又は表2に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表1又は表2に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金（武道館条例第6条関係）

区 分			利用料金												区分使用		個人使用	
			貸切使用															
			土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに		1人4時間 までごとに	
			入場料等を徴収し ない場合			入場料等を徴収す る場合			入場料等を徴収し ない場合			入場料等を徴収す る場合						
			8時 から 12時 まで 1時 間ま でこ とに	12時 から 17時 まで 1時 間ま でこ とに	17時 から 21時 まで 1時 間ま でこ とに	8時 から 12時 まで 1時 間ま でこ とに	12時 から 17時 まで 1時 間ま でこ とに	17時 から 21時 まで 1時 間ま でこ とに	8時 から 12時 まで 1時 間ま でこ とに	12時 から 17時 まで 1時 間ま でこ とに	17時 から 21時 まで 1時 間ま でこ とに	8時 から 12時 まで 1時 間ま でこ とに	12時 から 17時 まで 1時 間ま でこ とに	17時 から 21時 まで 1時 間ま でこ とに				
大道場	小学生、 児童、 生徒、 及学生	円 860	円 1,090	円 1,800	円 1,730	円 2,170	円 3,600	円 730	円 900	円 1,510	円 1,440	円 1,810	円 3,010	貸切使用 の場合の 料金の 額の50 パーセ ントに 相当す る額 (た だし 、その 額に10 円の未 端数に あ る は 、場 端 数 を 切 り 捨 てた額)	円 120	円 600		
	一般	1,730	2,170	3,600	3,450	4,330	7,210	1,440	1,810	3,010	2,870	3,600	6,000				290	1,450
柔道場及 び剣道場	小学生、 児童、 生徒、 及学生	430	540	900	860	1,090	1,800	370	450	760	730	900	1,510		120	600		
	一般	860	1,090	1,800	1,730	2,170	3,600	730	900	1,510	1,440	1,810	3,010		290	1,450		
弓道場	近的場	小学生、 児童、 生徒、 及学生	460	460	930	930	930	1,870	390	390	780	780	780		1,550	120	600	
		一般	930	930	1,870	1,870	1,870	3,740	780	780	1,550	1,550	1,550		3,100	290	1,450	
	遠的場	小学生、 児童、 生徒、 及学生	240	240	460	460	460	930	190	190	390	390	390		780	120	600	
		一般	460	460	930	930	930	1,870	390	390	780	780	780		1,550	290	1,450	
相撲場	小学生、 児童、 生徒、 及学生	190	190	390	390	390	780	160	160	330	330	330	650		120	600		
	一般	390	390	780	770	770	1,550	330	330	650	640	640	1,290		290	1,450		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合は施設の利用料金（武道館条例第6条関係）

区 分		利用料金												区分使用
		貸切使用												
		土曜日及び休日						その他の日						1 区分ごとに
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			
		8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	
大道場		円 17,240	円 27,000	円 36,020	円 51,730	円 81,020	円 108,080	円 14,370	円 22,510	円 30,020	円 43,100	円 67,520	円 90,060	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（ただし、その額に10円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てた額）
柔道場及び剣道場		8,630	13,490	18,010	25,860	40,520	54,040	7,190	11,260	15,010	21,560	33,770	45,030	
弓道場	近的場	4,650	5,820	9,320	18,610	23,290	37,260	3,870	4,850	7,760	15,500	19,400	31,070	
	遠的場	2,330	2,920	4,660	9,290	11,650	18,640	1,940	2,430	3,880	7,750	9,710	15,530	
相撲場		1,930	2,330	3,880	7,740	9,310	15,520	1,610	1,940	3,240	6,440	7,770	12,940	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金（武道館条例施行規則第7条関係）

区 分	単 位	利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
第1会議室	1時間までごとに	円 540	円 1,470
第2会議室	1時間までごとに	220	610
第3会議室	1時間までごとに	200	580
第4会議室	1時間までごとに	200	580
ステージ	1時間までごとに	240	860

トレーニング 室	生徒及び学生	1人につき	普通使用(1回につき)	150	830
			回数使用(6回につき)	750	
	一般	1人につき	普通使用(1回につき)	310	830
			回数使用(6回につき)	1,550	
放送設備(アリーナ)		1式1時間までごとに		240	660
放送設備(その他)		1式1時間までごとに		200	580
電光得点盤		1式1時間までごとに		330	660
電光掲示板		1式1時間までごとに		260	510
ピアノ		1台1時間までごとに		530	1,070
机		1台5時間までごとに		30	70
いす(1人用)		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		130	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	70
テニス用具		1式1時間までごとに		40	90
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	90
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	70
卓球用具		1式1時間までごとに		70	140
レスリングマット		1式1時間までごとに		190	380
テント		1張1日までごとに		390	
ロッカー		1回につき		100	
シャワー		1回につき		100	
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。

表4 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合における利用料金(武道館条例第3条第1項関係)

1人1時間までごとに170円